

令和7年9月24日

## 長崎大学病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル (第3版)

長崎大学病院

### <問い合わせ簡素化プロトコルの原則>

- ・本プロトコルは、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する、「医師の同意がなされたもの」として、個別の処方医への同意を不要とする。

(薬剤師法第23条)

2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
- ・服用方法、安定性、薬剤料等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
  - ・処方変更は、医薬品の適応及び用法用量を順守した変更であること。その際、安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬学的に問題がないことを確認するとともに、アドヒアランスや利便性が向上する場合に限ること。
  - ・判断に悩む場合は、保険薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会すること。
  - ・処方箋に「変更不可」の指示がある場合は、プロトコルの対象外とする。
  - ・麻薬・覚せい剤原料・抗がん剤は対象外とする。
  - ・厚生労働省が事務連絡により変更調剤を認めた薬剤に関しても、本プロトコル報告書でのFAX報告を可とする。
  - ・以前、通常の疑義照会を含め、問合せを行い変更承認済であるが、オーダ変更・修正がなされていない場合は、再度、本プロトコル報告書をFAXすることで差し支えない。ただし、用量の変更に関しては、再度疑義照会を行うこと。

### <処方変更・調剤後の連絡>

- ・本プロトコルに基づき処方変更した場合、「問い合わせ簡素化プロトコル報告書」に必要事項を記載し、当院医事課へFAXでの情報提供をお願いいたします。

医事課外来 FAX：095-819-7537

- ・「おくすり手帳」による情報提供もご活用ください。

<問い合わせを不要とする項目>

### ① 同一成分薬の銘柄変更

※先発品間の変更可

※後発品から先発品への変更も可（但し、初回で後発品の在庫がない場合または後発品が出荷調整で入手困難な場合のみ。）

例：アムロジン錠 5mg

→ノルバスク錠 5mg

→アムロジピン錠 5mg

※適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

例：× イグザレルト錠

→リバーロキサバン錠

リバーロキサバン錠は「バ イル」を除き「静脈血栓塞栓症（深部静脈血栓症及び肺血栓塞栓症）の治療及び再発抑制」の適応なし。小児はすべて適応なし。

例：× てんかん時のエクセグラン → ゾニサミド

例：× SIADH, 常染色体優性多発性のう胞腎時のサムスカ → トルバプタン

※製剤設計が異なり薬物動態が同一でない場合は、変更しないこと。

例：× グラセプターカプセル 1mg（徐放性製剤）

→プログラフカプセル 1mg（普通製剤）

例：× バルプロ酸ナトリウム徐放錠 A 200mg

→バルプロ酸ナトリウム錠 200mg

### ② 供給不安定（出荷停止や出荷制限）に伴う銘柄・剤形変更

※後発品から先発品への変更も可

例：ロキソプロフェン錠 60mg 「EMEC」（供給不安定）

→ロキソニン錠 60mg

例：ヒルナミン細粒 10% 5mg（供給不安定）

→ヒルナミン錠 5mg 1錠

例：ミノサイクリン塩酸塩顆粒 100mg（供給不安定）

→ミノサイクリン塩酸塩錠 100mg 1錠 粉砕

### ③ 複数規格製剤がある場合の処方規格の変更（用法用量・適応が同一の場合に限る）

例：ファモチジン錠 20mg 1錠

→ファモチジン錠 10mg 2錠

例：酸化マグネシウム (83%) 0.6g

→酸化マグネシウム（原末） 0.5g

④ 貼付剤や軟膏・クリーム剤、吸入剤の包装単位の変更（総量が同一の場合に限る）

例：ジクトルテープ 75mg (1枚入) 7袋

→ジクトルテープ 75mg (7枚入) 1袋

例：インテバンクリーム 1% (25g) 2本

→インテバンクリーム 1% (50g) 1本

例：シムビコートタービュヘイラー30吸入 4キット

→シムビコートタービュヘイラー60吸入 2キット

⑤ 患者希望による内服薬の剤形変更（用法用量・適応が同一の場合に限る）

例：アルファロールカプセル 1μg

→ワンアルファ錠 1μg

→アルファロール散 1μg

→アルファロール内用液 0.5μg/mL 2mL

例：ベイスン錠 0.2

→ベイスン OD 錠 0.2

→ボグリボース OD 錠 0.2mg

→ボグリボース OD フィルム 0.2

⑥ 患者希望による外用貼付剤の、パップ剤・テープ剤相互の変更（成分・含有量・枚数が同一の場合に限る）

※クリーム剤、軟膏剤の相互の変更は不可。

例：ロキシニンパップ 100mg

→ロキシニンテープ 100mg

⑦ ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 14 日処方の時）

アレンドロン酸錠 35mg（週1回製剤）1錠 起床時 14日分

→2日分

⑧ 「1日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 30 日処方の時）

バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分

→15日分

- ⑨ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）、および Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の、投与日数の適正化

例：大建中湯 2.5g 30 日分

→23 日分（7 日分残薬があるため）

例：ロコイド軟膏 3 本

→2 本（1 本残薬があるため）

例：次の受診日が 63 日後だが、処方が前回同様 56 日分しかされておらず、不足を生じることが判明した場合、63 日分（不足を生じない日数分）交付し、報告を行う

※残薬調整を行った結果、薬剤が不足するような事態にならないよう十分留意すること。

※ハイリスク薬が服用できていない場合など、重要性、緊急性が高いと判断される場合は日数調整するのではなく、疑義照会すること。

- ⑩ 添付文書の記載に準じた服用時点の適正化

(ア) 薬剤の特性上、添付文書記載の服用時点が厳守されるべきもの

例：アレンドロン酸錠 35mg 1 錠（朝食後） → 起床時

例：ボグリボース錠 0.2mg 3 錠（毎食後） → 毎食直前

例：ピラノア OD 錠 20mg 1 錠（夕食後） → 夕食前（空腹時）

(イ) 添付文書記載の服用時点に準ずる適正化

①添付文書上「食直後」服用と記載されている薬剤

例：リオナ錠 250mg 6 錠（毎食後） → 毎食直後

②添付文書上「食前」「空腹時」服用と記載されている薬剤

例：メトクロプラミド錠 5mg 3 錠（毎食後） → 毎食前

例：六君子湯 2.5g 3 包（毎食後） → 毎食前

※用法の書き換えを可とするが、実際の服用法については後日主治医に確認するよう、患者に指導すること。

<各種問い合わせ窓口>

- ・処方内容等について（プロトコル以外の疑義照会）  
長崎大学病院 各科外来 TEL：095-819-7200（代表）
- ・保険者番号等について（保険者番号、公費負担など）  
長崎大学病院 医事課外来 TEL：095-819-7233  
FAX：095-819-7537（医事課外来直通）
- ・プロトコルについて  
長崎大学病院 薬剤部薬務管理室 TEL：095-819-7200（代表）  
FAX：095-819-7251（薬剤部直通）

※改訂履歴

初版 （2024年5月12日作成）

第2版 （2025年3月4日作成）：

- ・<問い合わせ簡素化プロトコルの原則>に内容追記
- ・項目②「剤形（変更）」の文言を追加、例を追記
- ・項目⑮追加
- ・<各種問合せ窓口>薬務管理室担当者名削除

第3版 （2025年9月24日作成）：

- ・第2版の項目⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑭を削除（随時追加を検討する項目に）
- ・項目①例を変更
- ・項目②銘柄の異なる薬剤を組み合わせるのは不可とした
- ・項目④例を追加
- ・項目⑨注意事項を追加
- ・項目⑩「用法の修正」→「服用時点の適正化」